

町税条例（昭和41年清水町条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～14 （略） <u>15 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</u> <u>16</u> （略）	附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～14 （略） <u>15</u> （略）

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。